

これまでの議論の整理

受動喫煙対策専門委員会で議論が必要な事項

附帯決議に基づく事項

論点1: 子どもが利用する第1種施設(学校等)の屋外喫煙所の設置について

論点2: 既存特定飲食提供施設の特例措置について

論点3: 指定たばこ(加熱式たばこ)の取り扱いについて

改正法の施行状況等に基づく事項

論点4: 喫煙目的施設の要件等について

その他

主な論点に関する対応(案)

改正法附帯決議の検討事項

飲食提供施設の喫煙区分		第二種施設				喫煙目的施設	
		喫煙専用室なし	喫煙専用室	①指定たばこ専用喫煙室	②既存特定飲食提供施設	③バー、スナック等	公衆喫煙所 たばこ販売店
行為	喫煙	×	○	○ ※加熱式たばこのみ	○	○	
	飲食・遊技等	○	×	○	○ ※届出が必要	△ ・通常主食と認められる食事であればOK ・ランチ営業で主食を出すことはOK ・電子レンジで加熱するだけの主食はOK ・喫煙が主たる目的であればその他の行為もOK	×
20歳未満	客	—	×	×	×	×	※親等に連れられる可能性あり
	従業員	—	×	×	×	×	※飲食等の提供を行っている可能性あり
掲 示			・専ら喫煙できる旨 ・20歳未満立入禁止	・指定たばこの喫煙できる旨 ・20歳未満立入禁止	・喫煙できる旨 ・20歳未満立入禁止	・喫煙を目的とする場所である旨 ・20歳未満立入禁止	
屋内喫煙可能場所		—	一部	一部	全部 一部	全部 一部	

対応(案)

● **経過措置を継続**
※現時点で判明している主流煙を含む健康影響を専門委員会で公表。引き続き、研究を進める。

● **経過措置を継続**
※コロナ禍を考慮し、3年程度継続。毎年、施行状況等を調査し、改めて検討する。

● **届出制度新設(省令改正)**
● 事業者の理解支援としての**フローチャート**や主食等の**「考え方」を提示**

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ 今後の対応の方向性①

論点1： 子どもが利用する第一種施設の屋外喫煙所の設置について

委員会・ヒアリングでのご意見等

- 敷地内全面禁煙でない施設が残る原因を考える必要。ルールの厳格化・明確化、周知徹底が必要ではないか。
- 子どもは、受動喫煙があった場合に先生に自ら訴えることは難しいため、100%敷地内全面禁煙を目指すべきではないか。

対応案

- 制度創設当時、敷地内を全面禁煙とした場合、敷地外での喫煙によって、近隣施設等との摩擦が起こるおそれがあるという事情により、第1種施設の敷地内であっても喫煙場所を設けることを許容した経緯がある。
- 今般、行った調査によると、9割強の施設が敷地内全面禁煙にしていることが明らかとなっており、万一喫煙のニーズがあったとしても「特定屋外喫煙場所」は、通常立ち入らない場所に設置することとされており、掲示もされることから、敷地内での分煙措置は確実に図られていると考えられる。
- 今回の検討では近隣への影響についての意見はなかったが、創設当時の経緯を踏まえ、現状維持としつつ、今後、第1種施設近隣での実態を調査した上で必要な対策を検討することとしてはどうか。

(敷地内全面禁煙の割合：令和6年) ・幼稚園、小学校、中学校等 97.1% ・保育所等の児童福祉施設 93.7%

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ 今後の対応の方向性②

論点2： 既存特定飲食提供施設の特例措置について

委員会・ヒアリングでのご意見等

- 日本国内で最初の感染者が確認された令和2年1月から新型コロナが5類へ移行した令和5年5月までの3年間は、感染症対策が最優先事項であり、店舗の休業・縮小等を余儀なくされ、受動喫煙防止対策に十分に対応できる状況になかった。5年後見直しの検討は時期尚早ではないか。
- 経営主体が事業継承等で変更となった場合の取り扱いの周知が十分ではないのではないか。

対応案

- 5年後見直しを適用することは時期尚早であるため、3年後を目途に、特例措置の継続も含めた検討を改めて行うこととしてはどうか。それまでの間、毎年施行状況を調査し、その進捗状況を確認してはどうか。
- 国において、地方自治体や関係団体とも連携し、改めて、適切な掲示の徹底、制度の趣旨の浸透等の取り組みを進めてはどうか。

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ 今後の対応の方向性③

論点3： 指定たばこ(加熱式たばこ)の取り扱いについて

委員会・ヒアリングでのご意見等

(対応・議論の方向性)

- 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響の評価には相当の時間を要することから、必ずしも知見が明らかになっていないとしても、予防原則に基づいた対応を行ってはどうか。
- 経過措置を当面維持した上で、研究結果等を踏まえ、慎重に議論すべきではないか。
- 経過措置が廃止されると、営業上の問題があり、これまでの設備投資への考慮も必要ではないか。
- 厚生労働科学研究等によって、科学的根拠を明らかにし、エビデンスの蓄積を推進していくべきではないか。

(普及啓発)

- 発がん物質があることなど、国民への情報提供は適切に、丁寧に行う必要がある。
- 紙巻たばこと比べて、有害物質が比較的少ない、疾病との関連性が低い、という誤った印象を与えられることが懸念される。

対応案

- 加熱式たばこの副流煙中に有害物質が含まれることは報告されているが、その人体への影響については、現時点で科学的知見が十分に蓄積されているとはいえない。
- そのため、現時点では、引き続き、加熱式たばこに関する取り扱い(「指定たばこ」として位置づけ、「加熱式たばこ専用喫煙室」で喫煙とともに飲食等を可能とする経過措置)は継続した上で、研究を進め、知見の収集に努めることとしてはどうか。
- 現時点で判明している健康影響については、主流煙(能動喫煙)を含め、加熱式たばこ・紙巻たばこ双方とも整理して、「たばこの健康影響に関する現時点での見解」として公表してはどうか。

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ 今後の対応の方向性④

論点4： 喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー、スナック等)の要件等について

委員会・ヒアリングでのご意見等

(行政側)

- 施設類型の理解がなく、たばこ販売許可を得ていれば喫煙目的施設であると誤解している飲食店もあるのではないかと感じている。
- 標識の掲示を怠っている店も多く、施設が把握できない。

(営業者側)

- 施設の類型が複雑でわかりにくいのではないかな。
- 喫煙を主たる利用目的とする飲食店であれば、バー・スナック等に限らず、居酒屋等であっても措置の対象とするべきではないかな。
- 現行制度を維持するとともに、業態ではなく実態を重視した運用とするべきではないかな。

対応案

- 喫煙目的施設という認識がない施設が約2割弱あり、適切な掲示を行っている割合が5割弱にとどまる。帳簿も4割の施設で具備されていないように、要件を満たしていない施設が一定数存在する。
- そのため、施設に類型や必要な措置の認識を促し、自治体からも情報を受けることができるようにするという観点から、既存特定飲食提供施設(喫煙可能室設置施設)の届出制度を参考に、省令を改正し、喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー、スナック等)についても、届出を求めることとしてはどうか。
- また、事業者の理解支援として、喫煙目的施設の要件の該当を判断するフローチャートや「主食等」の喫煙目的施設の要件に関する「考え方」を示すこととしてはどうか。
- 今後、届出制度等を通じてより詳細な実態を把握し、必要に応じて喫煙目的施設の要件の検討を行うこととしてはどうか。

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ その他

その他、いただいた意見に対する対応(案)

標識掲示の徹底

- 「望まない受動喫煙」の防止を実現するためには、標識掲示をより徹底することが必要であることは関係団体の意見として一致しており、厚生労働省において、関係団体の協力を得て、改めて効果的な周知徹底を行うこととしてはどうか。
- 法令の規定の範囲内で、これまでの標識例とは別に、シンプルな標識の例について検討することとしてはどうか。

地方自治体との協力

- 今回実施した「地方自治体との意見交換会」のように、厚生労働省が、地方自治体からの現場の声を確認する機会を定期的に行ってはどうか。
- 平成30年当時の考え方や今回意見を受けて整理した考え方について、改めて示すことにより、地方自治体での円滑な運営のみならず国民の理解を促す必要があるのではないか。

今後の施行状況の確認について

- 今回の見直しを受けて、喫煙目的施設の届出制度の導入から3年を目途に、既存特定飲食提供施設の特例措置(経過措置)の検討に加え、喫煙目的施設について届出制度等を通じて明らかになった実態、加熱式たばこのその時点までに判明した知見等を踏まえて、改めて本委員会で議論をすることとしてはどうか。